

MICA (P) No. 205/06/2007

SINGAPORE - AREA Report 165

2008年5月15日

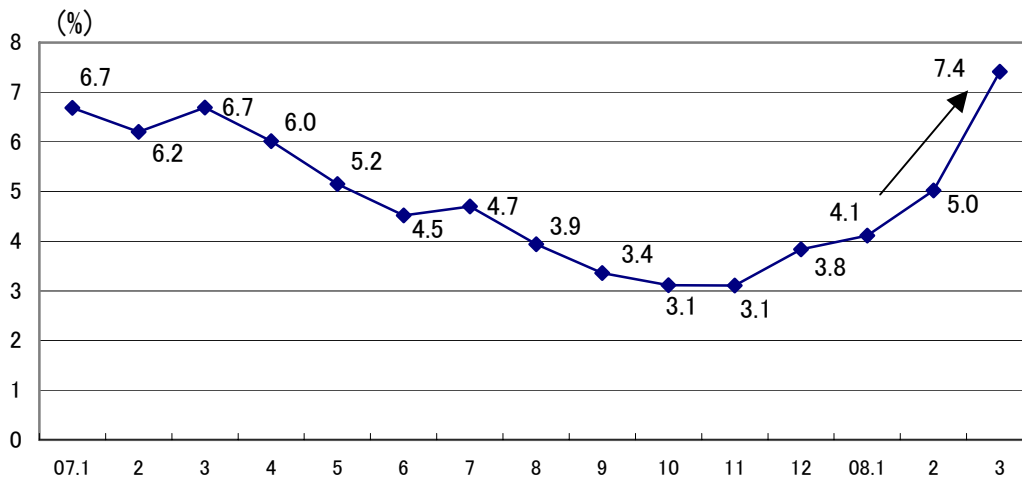
## 「インド:輸出促進政策を発表」

～2008年度外国貿易政策～

三菱東京UFJ銀行  
アジア法人業務部

2008年4月11日、インドの商工省は、2008年度の「外国貿易政策の改定(The annual supplement to Foreign Trade Policy :FTP)」を発表した。「輸出促進スキームにおける資本財の輸入に対する関税の減免」、「輸出促進スキームの延長」、「輸出に関係するサービス税還付」を実行する。また、国内のインフレ対策のため、セメント、粗鋼の輸出に対する税制優遇措置の廃止を発表した。2008年3月の卸売物価上昇率(前年同月比)は7%を超えており、インフレ抑制は政府にとって緊急の課題となっている(図表1)。

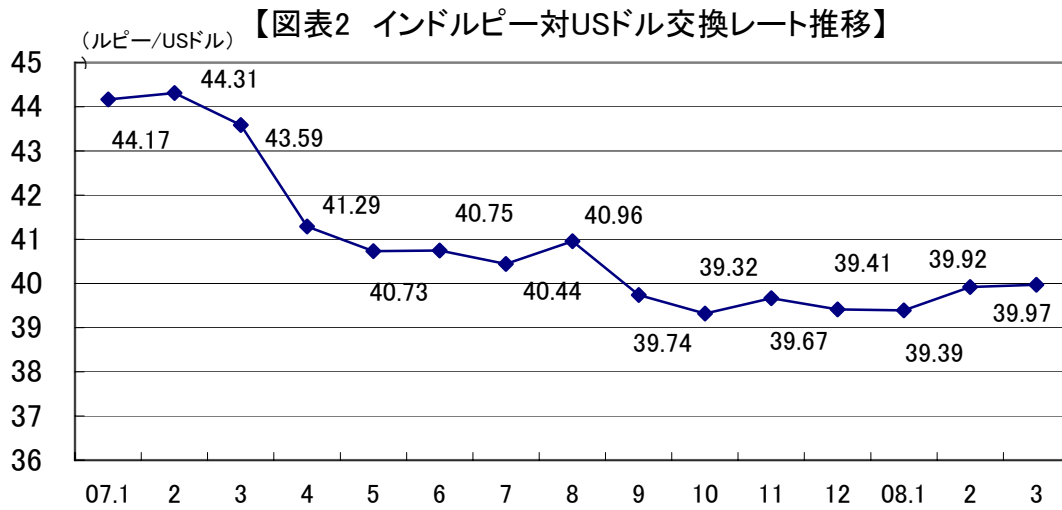
【図表1 インド総合卸売物価(WPI)推移(前年同月比、%)】



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

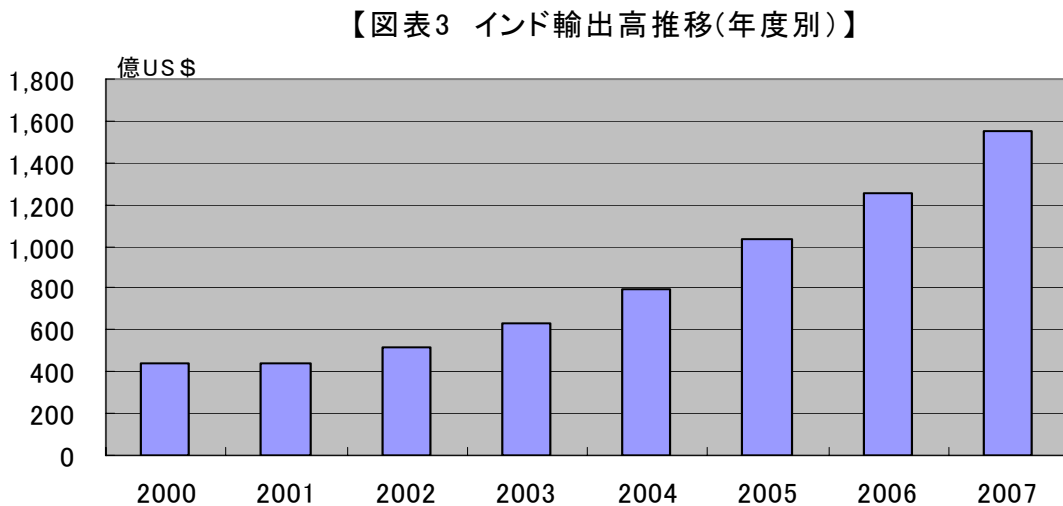
また、USドルの下落によるルピー高対策として、「ルピー高の影響を受ける中小企業に対するの助成金給付制度の延長」、「100%輸出志向型企业への税制優遇措置認定期限の延長」、「輸出優遇スキーム適用条件の緩和」を行う。2008年3月現在インド・ルピーはUSドルに対して、2007年1月と比較し、10%程度上昇した水準で推移しており、輸出業者への影響が懸念されている(図表2)。

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できるとされるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

インドの輸出額は年々増加しており(図表3)、政府発表では2007年度の輸出額はUS\$1,555億に達し、前年比23%増となっている。政府は2009年度の輸出高目標をUS\$2,000億としている。また、2020年度には、物品、サービス分野の貿易で世界シェアの5%(現行1.5%)を占有することを目指すとしている。政府の試算によると輸出促進の効果により、過去四年間で1,360万人分の雇用が創出されており、今後も外貨獲得の手段としてだけでなく、インド経済の成長のためにも輸出を促進すると発表している。



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

以下にインドの2008年度外国貿易政策の改定について記載する。

※本件は商工省ホームページ <http://dgft.delhi.nic.in/> に詳細が規定されている。

## 1. Duty Entitlement Passbook Scheme (DEPB)の延長

DEPBスキームは、特定の品目をインド国内で製造し、これを輸出した際のFOB価格に一定の率をかけた金額を関税控除証(Duty Credit Scrip)として取得できるスキーム。関税控除証は、その後輸入する際に課される関税免除に利用でき、当該権利は売買も可能。当該スキームは 2009 年の 5 月まで延長される。DEPBスキームについては、次のインド商業省のサイトをご参照。

<http://dgft.delhi.nic.in/exim/2000/pol/Chap-07.htm>

## 2. サービス税の還付

輸出に関するサービス税の還付が行われる。昨年 9 月には、輸出のための港湾関連業務、内地のコンテナ倉庫から、線路・道路を利用する港湾への運搬業務に関係するサービス税の還付が発表された。現在、還付が得られるサービスとしては上記の他に、損害全種目保険、保管倉庫・貯蔵庫、技術試験・分析、ビジネス展示会サービス、清掃サービスなどの 16 種類が発表されている。サービス税の還付の通知については、CBEC(Central Board of Excise and Customs)のサイトをご参照。

<http://www.servicetax.gov.in/st-cirmainpg.htm>

また、CBEC サイト内の次の通知(Notification)にサービス税が還付される業種、条件が記載されている(Notification No.43/2007-ST、日付 2007 年 11 月 29 日、Notification No.41/2007-ST、日付 2007 年 10 月 6 日、No.42/2007-ST、日付 2007 年 11 月 29 日、Notification No.03/2008-ST、日付 2008 年 2 月 19 日、Notification No.17/2008-ST、日付 2008 年 4 月 1 日)。

## 3. 100%輸出志向型企业(Export Oriented Unit: EOU)の法人税免除

100%輸出志向型企业(EOU)とは「ライセンスを必要としない事業」、「立地場所が定められた地域内にある」、「外貨獲得が純増となる」など一定の要件を満たす場合に 100%EOUとして認定を受けることができる。この場合、輸出から生じた利益について法人税が 10 年間 100%免除される。但し、2009 年 3 月 31 日までに事業を開始する場合に限られ(今回の改定により 1 年間延長)、それ以降はこの恩恵を受けられなくなる。また、最低代替税は課税されるが、間接税については、SEZと同じく、関税、物品税、サービス税、中央販売税は免除される。今回は本スキームにおける事業開始期限を 1 年間延長し、2010 年 3 月 31 日までとする。

#### 4. 特定業種に対する優遇措置

- (1) MDA(Market Development Assistance)、MAI(Market Access Initiative)スキームにハード・ウェア分野を追加し、同分野でも補助金などを受けることができるようにする。
- (2) テレコム分野の輸出拡大のため、新たに輸出促進委員会(Export Promotion Council)を設置する。
- (3) 玩具、スポーツ用品の輸出について、当該商品の輸出において得られる関税控除証(Duty Credit Scrip)の既存控除レートに 5%を追加する。更に当該分野も上記の MDA、MAI スキームの対象とする。
- (4) 特定の花、野菜、フルーツの輸出について、関税控除証(Duty credit scrip)控除レートに 2.5%を加算する。

#### 5. ルピー高の影響を受ける分野に対する援助措置

##### ○中小企業向け

ルピー高の影響を受ける分野で活動する中小企業に対する利子補給(昨年発表の措置)期間を、1年間延長する。

##### ○EPCG(Export Promotion Capital Goods)スキームの改定

EPCG スキームとは、ある一定の輸出額基準を目指す企業に対して、輸入資本財に対する関税を軽減するスキーム。ここでいう輸出額基準とは、8年で輸出資本財の関税免除額に対して8倍の輸出額を達成すること。但し、免除額が10億ルピーを超える場合は12年で達成すれば良いとなっている。また、最初の6年間で目標額の50%を達成しなければならない。但し、最初の4年間で要達成額の75%を達成した場合にはそれ以降の基準を達成する必要はなくなる。DEPBスキームについては、次のインド商業省のサイトをご参照。<http://dgftcom.nic.in/exim/2000/policy/pol05/chap-5.htm>

- (1) EPCG(Export Promotion Capital Goods)スキームに関して、2007年度において輸出高が減少したセクターについては、輸出額基準の軽減を図る。
- (2) EPCG スキームにおける資本財に対する輸入関税を5%から3%に引き下げる。
- (3) EPCGの取得に必要な過去の輸出平均額の算出計算は、過去5年の平均輸出額か、最近3年の平均輸出額のどちらかを選ぶことができる。これまでは、過去3年の平均輸出額だけを算出の基礎としていた。

## 6. 高付加価値製品の輸出促進

高付加価値製品に対する関税控除証(Duty credit scrip)を通常の1.25%から2.5%へ引き上げる。対象製品のリストは後に発表される。

## 7. 輸出を促進するための取組み

- (1) 物品税と中央売上税(GST)の還付を促進するために、還付期限から1ヵ月以内に支払われなかった還付金には、政府が年率6%の利子を付与し還付する。2007年4月1日以降が支払期日の還付金の請求に対して適用される。
- (2) 繊維と花崗岩を扱うEOUに対しては、輸入に関わる関税の支払いが、輸出額(FOB価格)の3%以下の場合、国内販売については物品税のみ課税する。
- (3) 経済特区で加工または製造の過程で排出される残物などの廃棄については、通常の輸入関税率で計算した関税の支払を条件としてDTA(Domestic Tariff Area)で自由に廃棄できる。

## 8. 輸出手続きの簡素化、コストの削減

- (1) 事前承認スキーム(Advance Authorization Scheme)、EPCGスキームの承認を2008年7月1日より電子化する。そのため、輸出の実在性の検証(Physical Verification)及び税関への登録は不必要となる。
- (2) EPCG(Export Promotion Capital Goods)スキームによる関税の支払は、2009年1月1日より、DEPB(Duty Entitlement Passbook Scheme)スキームで得た関税控除証(Duty Credit Scrip)の支払いよって行うことができる。
- (3) 関税控除証(Duty credit scrip)とEPCG申請の手数料を、1,000ルピーあたり5ルピーから2ルピーに引き下げる。また、Importer-Exporter Code Numberの申請手数料も1,000ルピーから250ルピーに引き下げる。
- (4) 100%輸出志向型企业(Export Oriented Unit: EOU)は書面での歳入庁への通知を条件に物品税をこれまでの都度の納付に代えて、月ベースで納めることができる。
- (5) 税務当局のEPCGスキームによる資本財導入許可証(Installation certificate)は輸出業者の通告から30日以内に発行する。
- (6) 「みなし輸出(Deemed export)」をスムーズに行うため、中央税務当局(Central Excise)はインボイスを21日以内に承認する。「みなし輸出(Deemed export)」とは、輸出品がインド国内から出荷される前に、代金をインド・ルピーまたは、外貨で先に受け取る取引のこと。
- (7) 免税での販促のためのサンプル品の輸入額上限を7万5,000ルピーから、10万ルピーに引き上げる。

(ご参考)インド規制変更関連レポート

- AREA Report 103 インド:直接投資規制を緩和 2006年3月2日
- AREA Report 162 インド:外資規制を緩和 2007年4月24日

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村 広明

E-mail: hiroaki\_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231793